

3 空き家の登録条件

◇登録できる情報

個人が居住を目的として建築し、現に居住していない市内に存在する建物及びその敷地（近く居住しなくなる予定のものを含む）

◇登録の条件

- (1) 住宅等建物の売買及び賃貸を生業としない個人の所有物件であること。
- (2) 相続及び所有権以外の権利の設定がある場合は、登録に関して関係者の承諾が得られていること。
- (3) 共有名義の場合は、名義者全員の承諾が得られていること。
- (4) 集团的に、または常習的に暴力不当行為を行うおそれのある組織の構成員でないこと。

4 空き家の利用を希望される方の条件

- (1) 自ら空き家等に居住し、または定期的に滞在して、地域の活性化に寄与しようとする方
- (2) 空き家等の転売及び転賃を目的としない方
- (3) 集团的に、または常習的に暴力不当行為を行うおそれのある組織の構成員でない方

5 空き家バンクでの手続きについて

①空き家を提供していただく方(空き家所有者)

空き家バンクへの登録



空き家を所有している方で、賃貸や売買をするために「空き家バンク」へ登録を希望する方は、「空き家バンク登録申込書」に必要事項を記入し、市に提出してください。

現地調査 物件確認 物件登録

申し込みを受け付けましたら、市の担当者が物件確認のため、所有者立会のもと現地調査を行います。その後、市の「空き家バンク登録台帳」に登録します。



空き家情報の提供



登録後、市のホームページ等で空き家情報を提供します。なお、詳しい情報が必要な場合は、「利用希望情報提供申込書」を提出していただきます。

物件の交渉契約

利用希望者から取り引きの申し出がありましたら、所有者に連絡をします。その後は、双方または登録事業者による仲介での交渉となります。市は契約、交渉には関与しません。



②空き家の提供を希望する方(空き家利用希望者)

空き家情報の提供

市のホームページ等で所有者から寄せられた空き家の概略情報の提供を行っています。なお、ホームページがご覧にならない場合や市役所にお越しいただけない場合は、資料をお送りすることも可能です。



利用希望の申し込み



詳しい情報が必要な方は「利用希望情報提供申込書」に必要事項を記入し提出してください。

当事者間での物件確認等

市から提供した物件情報を見て利用を希望する場合は、市へご連絡ください。市から所有者に取り引き希望の連絡を行います。



物件の交渉契約



所有者と利用希望者間で交渉・契約を行っていただきます。(登録事業者による仲介の場合も有り)市は要請がある場合助言は行いますが、あくまでも当事者間の契約となりますのでご了承ください。



南九州市での暮らしスタート!